

令和4年10月11日

令和4年

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年10月11日（火） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 20名 欠席委員 2名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	欠
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	欠	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○  
末松 直幸 ○  
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第65号 農地パトロールの結果について

- 5.その他
- ・農地パトロール用の地図の配付について
  - ・活動記録について
  - ・次回定例総会日程

令和4年10月11日(火)午前9時00分開会

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会10月期定例総会を開催しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、山本委員から欠席の連絡がありました。あと向本委員が欠席のようです。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から10月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。  
議席3番 八坂委員、議席5番 志摩委員を 指名いたします。  
宜しくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については貸借借権43件、使用貸借権13件でございます。

まず、貸借借権分ですが

期間は 2年、3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が79,635㎡です。

筆数は43筆で貸し手26名、借り手13名となっております。

賃借料でございますが、現金では、反当 10,000円～13,000円となっております。

現物では、30kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は3年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が11,804㎡です。

筆数は13筆で貸し手5名、借り手4名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、6ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第58号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明を お願いします。

事務局 資料の7ページをお願いします。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

説明の前に、訂正をお願いします。資料の経営農地面積を88,882㎡に訂正してください。

すみません 宜しくをお願いします。

契約の種類は贈与で、申請農地は、大字土佐井1072番、地目は田で、面積は2,382㎡です。

譲渡人は、東京都の●●さんで、譲受人は、大字土佐井の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、88,882㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は9～10ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井、新池そばのほ場整備済みの農地です。

これで、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、奥野委員が、地区担当となりますが、いかがでしょうか。

奥野委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第59号については、

原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

この案件につきましては、磯田委員が当事者でありますので退室をお願いします。  
(退室後) 事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
説明の前に訂正をお願いします。資料の経営農地面積を49,795㎡に訂正してください。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字土佐井358番2、地目は田で、面積は144㎡です。  
譲渡人は、東京都の●●さんで、譲受人は、大字土佐井の●●さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は49,795㎡です。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。  
位置図・箇所図は13～14ページのとおりです。  
申請農地は大字土佐井の集落内の農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、奥野委員が地区担当となります。  
いかがでしょうか。

奥野委員 事務局の説明のとおりでした。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑にはありません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

ないようなので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第60号については、原案のとおり可決決定されました。  
事務局、磯田委員の入室をお願いします。

つづきまして

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを  
議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野626番3ほか2筆、地目は田で、面積は5,149㎡です。

譲渡人は、吉富町の●●さんで、譲受人は、大字垂水の●●です。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、335,149㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は17～18ページのとおりです。

申請農地は大字宇野 松本集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、水嶋委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

水嶋委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第61号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字土佐井711番、地目は田で、面積は2,127㎡です。

申請人は、大字西友枝の●●さんで、

理由としては、資材置場等用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。

この農地は、農業用施設用地として(用途区分)変更済みの農地で、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は20～21ページのとおりです。

申請農地は、土佐井の集落に隣接する圃場整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については  
奥野委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

奥野委員 事務局の説明のとおりでした。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第62号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを  
議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の22ページをお願いします。

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水350番2、地目は田で、面積は1,003㎡です。

申請人は、中津市の●●さんで、

理由としては、資材置場等用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第2種農地に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は23～24ページのとおりです。

申請農地は、垂水集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、  
志摩委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

志摩委員 現地を確認しました。事務局の説明のとおりでした。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第63号については原案のとおり

可決決定されました。

つづきまして

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料25ページをお願いします。

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大宇野735番3、地目は田で、面積は496㎡です。

申請人は、中津市の●●さんで、

理由としては、一般住宅建築用地の確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

す。付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第2種農地に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は26～27ページのとおりです。申請農地は、宇野東区集落内の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、  
水嶋委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

水嶋委員 現地確認しました。事務局の説明のとおりでした。審議のほどよろしくお

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決には入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第64号については、原案のとおり

可決決定されました。

つづきまして

議案第65号 農地パトロールの結果についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の28ページをお願いします。

議案第65号 農地パトロールの結果についてでございます。

今年度の農地パトロールにつきましては、再生利用が困難と思われる農地について町内を5地区に分け、9月14日から21日までの5日間、農業委員、最適化推進委員の皆さんと現地確認を実施しましたので、結果を28ページのとおり、報告させていただきます。

協議しましたところ

まず、南吉富地区につきましては、4筆の確認を行い、3筆を農地、1筆を再生利用困難と判断しました。詳細は資料の29ページから35ページをご覧ください。

西吉富地区につきましては、5筆の確認を行い、5筆全てを再生利用困難と判断しました。詳細は資料の36ページから41ページをご覧ください。

西友枝地区につきましては、11筆の確認を行い11筆全てを再生利用困難と判断しました。詳細は資料の42ページから54ページをご覧ください。

東上地区につきましては、3筆の確認を行い、3筆全てを再生利用困難と判断しました。詳細は資料の55ページから58ページをご覧ください。

唐原地区につきましては、4筆の確認を行い、4筆全てを再生利用困難と判断しました。詳細は資料の59ページから64ページをご覧ください。

以上、27筆のうち、3筆は農地に戻し、24筆は非農地と判断しましたので、総会の議決を求めます。  
以上でございます。

議長 事務局に説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第65号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について3点、ご説明申し上げます。

まず1点目は農地パトロール用の地図の準備ができましたので、本日配付させていただきます。

担当区域は、配付しております「最適化活動担当区域一覧」のとおりです。

なお、一つの地区を複数の委員で担当している場合には、委員どうしで話しをして、区域を決めてください。

具体的な地区名を申し上げますと、宇野・垂水・尻高中・土佐井・下唐原です。

2点目ですが、活動記録についてでございます。

4月以降に活動記録が未提出の委員がいらっしゃいます。未提出の方は10月21日(金)までに4月～9月までの活動記録の提出をお願いいたします。

また、提出された活動記録の中身を確認させていただいたところ、回数が少ない方が多数いました。

6月の定期総会の際に提案をさせていただきましたが、毎週水曜日は、「農地パトロール」の日となっておりますので、忘れずに実施、そして活動記録への記入をお願いいたします。

3点目ですが、次回11月期の定例総会については、11月10日(木)を予定しております。

また、定例総会に欠席された方におかれましては、後日役場まで資料を受け取りにきてくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

木下委員 農地パトロールの結果についてですが、西吉富は5筆あるんですが、全て非農地と判断でしたが、地目変更は田・畑の所有者が変更するのですか。

事務局 非農地判断をした後、非農地通知を出させていただいて、農地ではない地目に変えていただきます。

木下委員 所有者自身に変更するということですね。

事務局 そうです。

西吉富地区につきましては地積調査の調査区の範囲に入っているところなので、地籍調査事業のなかで変更できると通知を出しています。

これは、尻高地区のみです。他の地区はできません。

通常は、非農地の通知をださせていただいて、所有者が地目の手続きをしていただいています。

木下委員 行政の方が通知を出して、本人が変更するというかたちですね。

事務局 非農地通知を出すと、農地台帳のリストから外れることとなります。地目を変更されない方もいますが、非農地判断されたことで 農業委員会の管理する農地から外れます。

委員 法務局で変更手続きをしないといけないのですね。

事務局 そういうことです。  
自分で登記するか、司法書士さんに依頼するかですね。

議長 他に何かありませんでしょうか。  
それでは、これで10月期定例総会を終了します。

令和4年10月11日 午前9時26分閉会